



## 10月1日から老齢基礎年金額が引き下げられました

平成25年4月～9月までの老齢基礎年金月額額は満額で6万5,541円です。

現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いたことから、年金制度として本来想定している支給額より2.5%高い水準（特例水準）になっていました。

そのため、平成24年11月、世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準（2.5%）について、平成25年から27年までの3年間に解消することが法律で定められました。

その第1弾が10月1日からはじまり、月額6万4,875円になっています。

今後3年間の年金額の推移については左記の表のとおりです。

年月	基礎年金
平成25年4月～	65,541円
平成25年10月～ (▲1.0)	64,875円 (▲666円)
平成26年4月～ (▲1.0)	64,200円 (▲675円)
平成27年4月～ (▲0.5)	63,866円 (▲334円)

※この表は、仮に3年間物価・賃金の上昇も下落もしないと仮定した場合のもので、変更が生じる場合があります。

また、10月からの新しい年金額のお知らせは12月上旬に日本年金機構から送付される予定です。今月12月の振込みから減額されます。



## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送られます

平成25年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した人に対して、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際に活用することができます。

また、世帯主が世帯（家族）の国民年金保険料を納付した場合にも、納付した人の社会保険料控除額に加えることができますので、家族宛てに送付された控除証明書も申告等を行う際に活用することができます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付時期は

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年11月上旬または翌年の2月上旬のいずれかに送付されています。

11月上旬に送付される人は、その年の1月1日から9月30日までの間に国民年金の保険料を納めた実績がある人です。翌年の2月上旬に送付される人は、10月1日から12月31日までに国民年金の保険料を納めた人となります。

## 控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に対するお問い合わせは、左記の控除証明書専用ダイヤルで受け付けています。証明書を紛失された方もこのダイヤルをご利用ください。

## ○控除証明書専用ダイヤル

平成25年11月1日から  
平成26年3月14日まで  
(TEL) 0570・070・117

平成25年社会保険料（国民年金保険料）控除証明書  
11月発送用

## ◇お問い合わせ先

日本年金機構 旭川年金事務所  
(電話) 0166・72・5002  
住民課 戸籍年金医療グループ  
(電話) 34・2121 内線 413